

議 事 録

会議の名称	令和7年度第9回登米市農業委員会総会																																																						
開催日時	令和7年12月25日（火） 午後2時00分 開会 午後3時15分閉会																																																						
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																						
議長の名氏	会長 高橋 清範																																																						
出席者の氏名	<p>【農業委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番 小野寺 義 幸</td> <td>2番 鈴木 泰 子</td> <td>3番 田 島 幹 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 三 塚 芳 毅</td> <td>5番 五十嵐 幸 喜</td> <td>6番 柴 崎 専 一</td> </tr> <tr> <td>7番 佐 藤 久 順</td> <td>8番 浅 野 和 宏</td> <td>9番 岩 淵 勉</td> </tr> <tr> <td>10番 岩 崎 とみ子</td> <td>11番 阿 部 静 男</td> <td>12番 千 葉 昭 広</td> </tr> <tr> <td>13番 小野寺 鉄 子</td> <td>14番 阿 部 晃 徳</td> <td>15番 加美山 竜 太</td> </tr> <tr> <td>16番 高 橋 健 之</td> <td>17番 鈴 木 巖</td> <td>18番 芳 村 忠 市</td> </tr> <tr> <td>19番 芳 賀 秀 二</td> <td>20番 櫻 井 利 光</td> <td>21番 佐 藤 瑛 彦</td> </tr> <tr> <td>22番 鹿 野 昭 子</td> <td>23番 門 馬 一 郎</td> <td>24番 高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番 門 脇 昭 雄</td> <td>2番 及 川 祐 宏</td> <td>3番 伊 藤 義 則</td> </tr> <tr> <td>4番 千 葉 久三男</td> <td>5番 東 敬 三</td> <td>6番 芳 賀 定 一</td> </tr> <tr> <td>7番 高 橋 弥寿仁</td> <td>8番 白 石 久 喜</td> <td>9番 佐々木 正 志</td> </tr> <tr> <td>10番 及 川 勇 人</td> <td>11番 青 山 信 一</td> <td>12番 千 葉 利 行</td> </tr> <tr> <td>13番 佐 藤 啓</td> <td>14番 千 葉 孝 二</td> <td>15番 佐々木 喜 朗</td> </tr> <tr> <td>16番 欠 員</td> <td>17番 佐々木 尚</td> <td>18番 小野寺 堅 二</td> </tr> <tr> <td>19番 小 出 隆 則</td> <td>20番 豊 澤 啓 司</td> <td>21番 佐々木 武 雄</td> </tr> <tr> <td>22番 佐 藤 晃</td> <td>23番 鈴 木 一 義</td> <td>24番 小 林 弘 幸</td> </tr> <tr> <td>25番 石 堂 貴 博</td> <td>26番 佐 藤 進</td> <td>27番 土 生 浩 也</td> </tr> <tr> <td>28番 亀 井 達 夫</td> <td>29番 近 藤 充</td> <td>30番 白 鳥 剛</td> </tr> </table> <p>（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）</p>	1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄	4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一	7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉	10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 千 葉 昭 広	13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太	16番 高 橋 健 之	17番 鈴 木 巖	18番 芳 村 忠 市	19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦	22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範	1番 門 脇 昭 雄	2番 及 川 祐 宏	3番 伊 藤 義 則	4番 千 葉 久三男	5番 東 敬 三	6番 芳 賀 定 一	7番 高 橋 弥寿仁	8番 白 石 久 喜	9番 佐々木 正 志	10番 及 川 勇 人	11番 青 山 信 一	12番 千 葉 利 行	13番 佐 藤 啓	14番 千 葉 孝 二	15番 佐々木 喜 朗	16番 欠 員	17番 佐々木 尚	18番 小野寺 堅 二	19番 小 出 隆 則	20番 豊 澤 啓 司	21番 佐々木 武 雄	22番 佐 藤 晃	23番 鈴 木 一 義	24番 小 林 弘 幸	25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進	27番 土 生 浩 也	28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛
	1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄																																																				
4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一																																																					
7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉																																																					
10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 千 葉 昭 広																																																					
13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太																																																					
16番 高 橋 健 之	17番 鈴 木 巖	18番 芳 村 忠 市																																																					
19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦																																																					
22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範																																																					
1番 門 脇 昭 雄	2番 及 川 祐 宏	3番 伊 藤 義 則																																																					
4番 千 葉 久三男	5番 東 敬 三	6番 芳 賀 定 一																																																					
7番 高 橋 弥寿仁	8番 白 石 久 喜	9番 佐々木 正 志																																																					
10番 及 川 勇 人	11番 青 山 信 一	12番 千 葉 利 行																																																					
13番 佐 藤 啓	14番 千 葉 孝 二	15番 佐々木 喜 朗																																																					
16番 欠 員	17番 佐々木 尚	18番 小野寺 堅 二																																																					
19番 小 出 隆 則	20番 豊 澤 啓 司	21番 佐々木 武 雄																																																					
22番 佐 藤 晃	23番 鈴 木 一 義	24番 小 林 弘 幸																																																					
25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進	27番 土 生 浩 也																																																					
28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛																																																					
事務局職員職氏名	産業経済部 田村課長補佐、千葉係長、佐藤主事 農業委員会事務局 小野寺事務局長、佐藤事務局次長、菊地局長補佐、真山主幹、三浦主事、白石主事 書記：園田係長																																																						

議 題	<p>議案第 63 号 登米市地域計画の変更に関する意見の決定について</p> <p>議案第 64 号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について</p> <p>報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について</p> <p>報告第 28 号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可書の返納について</p> <p>報告第 30 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定について</p> <p>議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定について</p> <p>議案第 60 号 非農地証明願について</p> <p>議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定について</p> <p>議案第 62 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p> <p>議案第 65 号 登米市農地利用最適化推進委員の辞任について</p>
会 議 結 果	<p>議案第 63 号 登米市地域計画の変更に関する意見の決定について原案のとおり決定した</p> <p>議案第 64 号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について原案のとおり決定した</p> <p>報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について報告した</p> <p>報告第 28 号 使用貸借権の合意解約について報告した</p> <p>報告第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可書の返納について報告した</p> <p>報告第 30 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について報告した</p> <p>議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について原案のとおり決定した</p> <p>議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定について原案のとおり決定した</p> <p>議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定について原案のとおり決定した</p> <p>議案第 60 号 非農地証明願について原案のとおり決定した</p> <p>議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定について原案のとおり決定した</p> <p>議案第 62 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について原案のとおり決定した</p> <p>議案第 65 号 登米市農地利用最適化推進委員の辞任について原案のとおり決定した</p>
会議の概要	下記のとおり

<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第3条調査書
<p>発 言 者</p>	<p style="text-align: center;">議 題 ・ 発 言 ・ 結 果</p>
<p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
<p>議長</p>	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第38条第2項の規定により、議席番号14番阿部晃徳委員、議席番号15番加美山竜太委員を指名します。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日1日間とすることに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第4、議案第63号登米市地域計画の変更に関する意見の決定について、それから、日程第5、議案第64号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について、を一括議題といたします。 事務局並びに産業経済部から説明を求めます。 初めに、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>次に、産業経済部から説明願います。</p> <p style="text-align: center;">《産業経済部説明》</p> <p>説明が終わりました。 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 第2区の報告を登壇してをお願いします。</p>

11 番委員

令和7年12月20日に実施した登米市農業委員会第2区現地調査の結果を報告いたします。

進行番号1番の除外は、農用地区域外以外に代替地もなく周辺農地への支障、集団性の確保、土地利用の混在、農用地の集積、保全、被害防止に支障がないと認められ除外は適当との意見で一致いたしました。

また、当該地につきましては、既に農外利用されていることから今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導するようすべきと思われるます。

進行番号2番の編入は、周辺の農用地の集団性の確保、担い手等への農用地の利用集積に必要な農地であり、編入は妥当との意見で一致いたしました。以上のとおり報告いたします。

令和7年12月25日

現地調査委員

12番 千葉 昭広 委員

13番 小野寺 鉄子 委員

11番 阿部 静男 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第63号、議案第64号について、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

内容なのでこれで質疑を終わります。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案はすべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第63号登米市地域計画の変更に関する意見の決定については、異議なしと決定し、市長に提出いたします。

次に、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定については、すべて可と決定し市長に提出します。

ここで、職員入れ替えのため暫時休憩します。

《職員入れ替え》

議長

再開します。

それでは、日程第 6、報告第 27 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、から日程第 9、報告第 30 号農地基本台帳新規（補正）登載申請について、を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで報告第 27 号から報告第 30 号までを終わります。

議長

次に、日程第 10、議案第 57 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

本案件は進行番号 24 番、45 番、46 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。したがって、審議の進め方は、説明を一括して行い、質疑及び採決を委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、本議案の審議の進め方は、説明を一括して行い、質疑及び採決を分離することに決定いたしました。

初めに、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより、委員の案件、進行番号 24 番の審議に入ります。

本案件は、6 番柴崎専一委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

初めに、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いいたします

8番浅野和宏委員

《支障なしの声》

支障ないようなので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

なければこれで質疑を終わります。
これより議案第57号進行番号24番を採決します。
お諮りします。
本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。
よって、議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請についての進行番号24番は、申請のとおり許可することに決定しました。
6番柴崎専一委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、委員の案件、進行番号45番、46番の審議に入ります。
本案件は、17番鈴木巖委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

初めに、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いいたします。

進行番号45番、46番について、23番門馬一郎委員

《支障なしの声》

支障はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑ないようなので、これで質疑を終わります。
これより、議案第 57 号の進行番号 45 番、46 番を採決します。
お諮りします。
本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。
よって、議案第 57 号、農地法第 3 状の規定による許可申請についての進行番号 45 番、46 番は、申請のとおり許可することに決定しました。
17 番、鈴木巖委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、議案第 57 号の委員以外の案件について審議に入ります。
初めに、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いいたします。

《いずれも支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。
それではこれより議案第 53 号の委員以外の案件を採決します。
お諮りします。
本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての委員以外の案件は、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第 11、議案第 58 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定について及び日程第 12、議案第 59 号農地法第 5 条の規定によ

る許可申請に関する意見の決定について、を一括議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
第1区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。

8番委員

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に住宅進入路を整備するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされております。また、申請地は既に農外利用されていることから、申請により始末書を徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致いたしました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。申請内容は申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり都市計画区域の用途地域内であることから、第3種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件はいざ満たされており転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号2番から4番については、別紙議案説明資料7ページから9ページ、10ページから12ページ、13ページから15ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地として判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象外となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され転用における周囲の影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に資材置き場及び駐車場を整

備するもので、農地区分としては第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが例外的に許可することができる集落に接続して設置されているものであり転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。申請内容は申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続した設置されているものであり転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。また、申請地は既に農外利用されていることから申請人より顛末書を徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号9番、10番については、別紙議案説明資料28ページから30ページ、31ページから33ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては農業の公共等用地の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地として判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致いたしました。

以上のとおり報告いたします。

令和7年12月25日

現地調査委員

9番 岩淵 勉 委員

10番 岩崎 とみ子 委員

8番 浅野 和宏 委員

以上のとおり報告します

議長

次に第2区の報告を登壇してお願いいたします。

5番委員

令和7年12月20日に実施した登米市農業委員会第2区現地調査の結果を報告いたします。

農地法第5条の進行番号11番につきましては、議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号12番につきましては、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。申請内容は駐車場及び資材置き場を整備するもので、農地区分としては第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されているもので転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされており。また、申請地は既に農業外利用されていることから申請人により始末書を徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致いたしました。

進行番号 13 番につきましては、別紙議案説明資料 40 ページから 42 ページに記載されているとおりです。申請内容は駐車場及び資材置き場を整備するもので、農地区分としては第 1 種農地で原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる農業用施設を整備するものであり転用における周囲の影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致いたしました。

以上のおり報告します。

令和 7 年 12 月 25 日

現地調査委員

12 番 千葉 昭広 委員

13 番 小野寺 鉄子 委員

11 番 阿部 静男 委員

以上のおり報告します。

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第 58 号、議案第 59 号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 58 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 59 号を採決します。

お諮りします。

本案はすべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に、日程第 13、議案第 60 号非農地証明願について、を議題といたします。

本案件は進行番号 4 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。したがって、審議の進め方は、説明を一括して行い、質疑及び採決を委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって本議案の審議は、説明を一括して行い、質疑及び採決を分離することに決定いたしました。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

次に、委員の案件、進行番号 4 番についての審議に入ります。

本案件は、柴崎専一委員に関する案件ですので同委員の退場を求めます。

《委員退場》

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 60 号の進行番号 4 番を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 60 号非農地証明願の進行番号 4 番については、原案のとおり決定することにいたしました。

6 番柴崎専一委員の入場を許可します。

次に、議案第 60 号の委員以外の案件について審議に入ります。

これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

なければこれで質疑を終わります。
これより、議案第 60 号の委員以外の案件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。
したがいまして、議案第 60 号日非農地証明願の委員以外の案件は、原案と
おり決定しました。

議長

次に、日程第 14、議案第 61 号農用地利用集積等推促進計画に関する意見
の決定について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 61 号農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定につい
て採決します。
お諮りします。
本案はすべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案第 61 号農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定につい
ては、すべて可とすることにいたしました。

次に、日程第 15 議案第 62 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑ないようなのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 62 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり決定しました。

次に、日程第 16、議案第 65 号農地利用最適化推進委員の辞任について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑なければこれで質疑を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。

お諮りします。

本案は辞任に同意することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 65 号、農地利用最適化推進委員の辞任については、辞任に同意することにいたします。</p> <p>以上で、総会日程は終了しました。 令和 7 年度第 9 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 7 年 12 月 25 日

議長(会長) 高橋 清 範

議事録署名人 14 番 阿 部 晃 徳

議事録署名人 15 番 加美山 竜 太